

議案第70号

つくば市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市税条例の一部を改正する条例

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第8条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附

則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後にする
公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によ
る。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、この条例案を
提出するものである。

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第５条の６（略） （公示送達）	第１条―第５条の６（略） （公示送達）
第６条 法第２０条の２の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面をつくば市公告式条例（昭和６２年つくば市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場に<u>揭示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	第６条 法第２０条の２の規定による公示送達は、 <u>つくば市公告式条例（昭和６２年つくば市条例第１号）</u> 第２条第２項に規定する掲示場に <u>揭示して行う</u> <u>ものとする。</u>
第７条（略） （納税証明事項）	第７条（略） （納税証明事項）
第８条 <u>施行規則</u> 第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第８条 <u>地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）</u> 第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
第９条（以下略）	第９条（以下略）

議案第 70 号

つくば市税条例の一部を改正する条例についての 説明資料

つくば市財務部納税課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

令和 5 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市に設置したパソコン等の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとされた。この規定の施行の日は未定であるが、令和 5 年改正法の公布の日（令和 5 年 3 月 31 日）から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとされている。また、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正が行われたことから、市税条例も同様の改正を行うものである。

○ 他自治体の状況等

同様の改正を予定している自治体のほか、既に改正を行っている自治体もある。改正済みの自治体：茨城県、日立市、龍ヶ崎市ほか

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）第 2 条
（令和 5 年 3 月 31 日公布・公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

市税の適正な課税を行うことができる。
送達を受けるべき者が公示送達の存在を了知する機会が増える。